



第13号様式(第9条第1項関係)

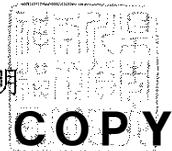
許可証

横須賀市指令資廃第60号
令和4年4月1日

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社リフレックス
代表取締役 本田 雅昭

横須賀市長 上 地 克 明



令和4年2月7日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

1 許可年月日 令和4年4月1日

2 許可番号 第20号

3 許可の期限 令和6年3月31日

4 事業の範囲

(1) 業務の種類 一般廃棄物処分業（中間処理 破碎、破碎・洗浄・乾燥・選別）

(2) 廃棄物の種類 一般廃棄物（混合ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、廃乾電池、廃蛍光管）

5 許可の条件

(1) 本市に提出した事業計画書に基づいて業を行うこと。

(2) 破碎等処理は次の施設により行うこと。

①所在地 横須賀市内川二丁目5番50号

②種類及び能力 破碎施設 92.33t／12h

破碎等施設 19.2t／24h

(3) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

書換事由

COPY

遵守事項

1 使用する処理施設について

- (1) 許可証に記載されている廃棄物の種類以外は、中間処理しないこと。
- (2) 中間処理後の廃棄物については、建屋内保管または容器保管で行うこと。

2 生活環境保全上の注意について

- (1) 処理施設は常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- (2) 中間処理の際の悪臭・騒音・振動に対しては防止措置をすることとし、廃棄物及び汚水が飛散することのないよう十分な措置をすること。

3 関連法規等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則等関係諸法令及び廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、同施行規則を遵守すること。

4 許可後の諸手続きについて

申請事項の変更、実績報告書の提出、帳簿の記載等については、別紙「許可後の諸手続きについて」に従って、手続きを行うこと。